

政務活動報告書

令和7年11月12日

〔会派名： 公明党 〕

代表者氏名	細矢 一宏	記録者氏名	富田 真由美
視察者氏名	富田 真由美		
活動日	令和7年11月6日（木）～11月7日（金）		
活動先	① 岐阜県各務原市・②山梨県北杜市		
活動目的	ハラスメント防止条例制定について		

① 岐阜県各務原市

各務原市の条例の特徴は、令和6年9月に執行部と議会がそれぞれ同時にハラスメント防止条例を制定し、議員から職員の事案は、市長が議長に調査・措置等の対応を依頼し、職員から議員への事案は、議長が市長に調査・措置の対応を依頼するなど、両条例間で相互の規定の調整を行っている。相談機関の設置と議員で構成する調査機関（議会ハラスメント調査委員会）・外部の有識者により構成される審査機関（議会ハラスメント審査会）の2つの機関を設置し、議会の自律性と審査の公平性の確保を図っている。

条例制定以来、事案は起きておらず、抑止力になり議員の意識改革につながっているとのこと。今後の課題としては、時を経て制度が有名無実化、形骸化し、ハラスメント防止の理念が見失われないよう、絶えず啓発や研修を行っていくことが大事であるという。

議会と執行部の相談機関の設置と対応ができていることは、良いことだと思うが、議会事務局が相談員になっていることや、議長の判断など難しい点もあるのではないかと感じた。

「議員によるハラスメントの防止」のため議員が守るべき理念として「議員の責務」を定めたことで、意識が高まることに繋がっていると思う。

② 山梨県北杜市

北杜市の条例のは、市長の公約で掲げていたことで令和7年3月にハラスメント撲滅宣言条例として制定された。市長をはじめ特別職、議員、職員が範を示し、市内企業、市民と一体となってハラスメントのない明るい地域を作っていくという理念条例である。

条例制定後の影響や効果として、ハラスメントに関しての相談の増減と、職員の不調病休者が減少したとのことである。今後の課題として、市内企業、市民に輪を広げていくこととし、市内企業交流会、商工会等と連携し企業として署名をいただき、市のホームページで公表を検討している。

本市としてもハラスメント撲滅を推進していくため、市において宣言をするなど意識の向上や啓発をできることから進めることが大事だと思う。



政務活動報告書

令和7年11月10日

〔会派名： 公明党 〕

代表者氏名	細矢一宏	記録者氏名	細矢一宏
活動者氏名	細矢一宏		
活動日	令和 7 年 1 1 月 6 日（木）～令和 7 年 1 1 月 7 日（金）		
活動先	岐阜県各務原市、山梨県北杜市		
活動目的	ハラスメント防止等に関する条例（宣言）の制定について		
概要 1. 11月6日（木）各務原市役所 10：30～12：00 ・各務原市議会議員のハラスメント防止等に関する条例について 2. 11月7日（金）北杜市役所 9：30～11：00 ・北杜市ハラスメント撲滅宣言条例について <詳細別紙>			



ハラスメント防止条例勉強会視察報告

公明党 細矢 一宏

各務原市

各務原市議会においては、議員提案により条例制定に至っていた。

当初は、議員がハラスメントを受けた事を理由に提案されたが、議会で検討のうえ、全修正の後、賛成多数で可決となっている。

また、別としているが議会と執行部が同議会でそれぞれ可決するため調整されたそうである。

条例の内容は、議員が議員活動においてハラスメントを行う事を防止する内容となっており、言動はもちろん SNS 等の電子発信事案にも及んでいる。

議会内での議員活動においては地方自治法・会議規則により対応し、議会外の議員活動においては条例にて規定する形となっている。

当市の条例はそれぞれ議員に対するもの、市長・副市長・教育長等の執行部に対するものとなっており、積極的に公表はされていないとの事であった。しかし事案が発生した場合、その正邪を市民が判断出来ない可能性が有るとともに、加害者側の情報に扇動される恐れもある。

議会と執行部がそれぞれ別の条例で規定することで専門的で細かく規定できる良さはあるが、市民を含め全市でのボトムアップには繋がらないとも考えられる。

北杜市

北杜市においては、市長の選挙公約として掲げ当選したことで制定された。

市長は、北杜市の議会においてハラスメントが横行している事から公約に掲げたそうである。

しかし当選した事により執行部が思案し、市議会や執行部に留まらず、市民を含めた条例としたそうである。

特に条例により「宣言」のフォーマットを明記し、企業・団体等が主体者となる事を進めている事が非常に良いと考える。

名張市においては、議会基本条例・倫理規定があり、議会外での議員の責務も規定されており、必要であれば改定できる。もちろん議会内での事は地方自治法と会議規則で規定されている。であるならば、北杜市の宣言条例を見習い制定することで、議員が向上する市民意識に遅れぬよう努力するとともに、互いに切磋琢磨すべきと考える。